平成２２年（フ）第３４３５号
福岡市東区美和台５丁目23番６号
債務者　高見　裕子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５１２号
福岡県糟屋郡志免町志免４丁目２番11―305号
債務者　岩本九州男
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５１３号
福岡県糟屋郡志免町志免４丁目２番11―305号
債務者　岩本登美江
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５８号
福岡市東区香椎浜２丁目３番３―1106号
債務者　大和　鈴子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３８３号
宮崎市大字島之内9666番地36、前住所宮崎市大字新名爪1387番地４
債務者　髙橋　　京
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４号
鹿児島県出水市汐見町557番地
債務者　江尻　美保
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第５号
鹿児島県薩摩川内市平佐町3291番地５
債務者　柳田　礼臣
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第６号
鹿児島県阿久根市脇本8159番地
債務者　堂後有美子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
沖縄県糸満市西崎６丁目８番１―202号　コーポ神里
債務者　新城　久雄
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１９６９号
仙台市若林区伊在字屋敷１番地の４　クレベール201
債務者　中根　幸恵
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１号
宮城県亘理郡亘理町吉田字上塚46番地16
債務者　五十嵐辰江
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８１１号
茨城県笠間市旭町80番地143
債務者　舟木　俊一
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８２４号
茨城県那珂郡東海村大字白方533番地１　ブルーキャッスル205号室
債務者　菊池　広樹
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５号
茨城県水戸市渡里町2698番地の７
債務者　宇津木ちえ子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６号
茨城県水戸市渡里町2698番地の７
債務者　宇津木好美
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第９号
茨城県ひたちなか市美田多町244番地
債務者　小瀧　幸男
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１２号
茨城県水戸市元吉田町1807番地の47
債務者　田山　　愛（旧姓川島）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１４号
茨城県水戸市青柳町3822番地の４
債務者　森茂　智康
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
水戸地方裁判所